

5. 関係各種団体等の派遣役員は理事の兼任を妨げない。

(役員の仕事)

第11条

1. 会長は本クラブを代表し、会務を統轄し、常任理事会及び理事会の議長となる。
2. 副会長は会長の補佐をし、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事、常任理事は会務を処理する。
4. 会計理事は本クラブの会計をつかさどり財産を管理する。
5. 監事は会計及び事業を監査する。

(役員の仕事)

第12条

1. 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。
2. 補充の役員の仕事は前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後又は辞任後であっても後任者の就任まではその職務を行う。

第4章 会 議

(会 議)

第13条

1. 会議は総会、理事会、常任理事会とし、会長が招集する議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
2. 会議は二分の一以上の出席がないと、議決することができない。
3. やむを得なく欠席する場合は他の出席者に委任することができる。

(総会の開催)

第14条

1. 総会は年一回とする。ただし、会員の四分の一以上が連名で議案を提示して開催を要求したとき、又理事会で必要と認めたときは臨時総会を開催しなくてはならない。
2. 総会の招集は少なくとも10日前までに日時、場所及び付議すべき事項を示し会員に通知しなくてはならない。
3. 総会の議長は出席者の中から会長が指名する。

(総会の議決事項)

第15条 総会ではこの規約で定めるものの外、次のことを議決する。

1. 事業報告及び決算報告。
2. 事業計画及び予算。
3. 役員の仕事。
4. 規約の改正。